

## 令和3年6月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 3 年 6 月 25 日 午後 1 時 30 分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊗遅刻 ㊗早退)		
○ 1 番 野中 孝 ○ 4 番 益本 徳市 ○ 7 番 武部 文男 ○ 10番 崎村 康子 ㊗ 13番 松永 勝也 ○ 16番 松本 由美子 ○ 19番 伊藤 薫	㊗ 2 番 瀬川 靖典 ㊗ 5 番 松永 敬資 ○ 8 番 太田 重敏 ○ 11番 大石 恵子 ○ 14番 高田 良彦 ○ 17番 柿山 享	○ 3 番 佐次川 茂 ○ 6 番 松本 堅一 ㊗ 9 番 梶山 達男 ○ 12番 久保 繁徳 ㊗ 15番 田中 康 ○ 18番 吉原 順穂	
出席農業委員数 14名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美   ○ 大久保 耕次   ○ 岩木 保徳   ○ 山口 康明   ○ 濱崎 稔 ○ 増山 新太郎   ○ 末永 勇   ○ 鈴立 企一   ○ 百枝 純治   ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘   ○ 渡口 学   ○ 前田 清人   ○ 志水 悦男   ○ 北川 廣海 ○ 瀬川 伸清   ○ 松本 覚二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 森田 俊行	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	副主任 前川 祐樹	係 長 有浦 豊久	
7. 議 長	伊 藤 薫		
8. 議事録署名委員の指名			
7 番 武 部 文 男	8 番 太 田 重 敏		

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、6月の農業委員会総会を開会いたします。本日は、農業委員2番瀬川靖典委員、5番松永敬資委員、9番梶山達男委員、13番松永勝也委員、15番田中康委員から欠席の届出が出ております。推進委員では15番紙本政信委員から欠席の届出が出ております。本日の農業委員の出席は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

先月5月の総会の折に、農地パトロール時に非農地、農地に戻すことができないB分類の農地については速やかに非農地処理をしてくださいということでお話をさせていただきました。その処理方法として、総会に諮ることなく農業委員、推進委員3人で処理ができますよということでお話をさせていただきました。松浦市においては従来のやり方で、ご本人に確認を取った上で総会に諮って決定したいということでお話させていただいたのですが、そうした場合、国の方針と食い違うのではないかとのご意見がございましたので、県農業会議に確認をいたしました。県農業会議の方から全国農業会議所に確認していただいたところ、これまでのやり方を否定するものではないので、従来のやり方でいいですよということです。松浦市の場合は10年間で非農地にしている農地は300ヘクタール程あります。県内では長崎市、西海市、雲仙の方ではかなり、2000ヘクタール以上非農地になっているようなことで、全然処理をしていないところもありますので、そういうところが、おそらく非農地処理の促進をするためには、手立てということで捉えていいんじゃないかと考えておりますが、松浦市においては、毎年定期的に農地パトロールをした後は非農地処理をしておりますので、当面の間、松浦市は従来のやり方を変える必要はありませんとうことで県農業会議へ確認を取っておりますので、報告をさせていただきます。それでは、会長の挨拶に続き、総会に入ります。

会長

皆さん、お疲れ様です。先月お約束をしておりました人、農地プランの説明会を総会前に開催させていただきました。半数の委員が人、農地プランという言葉が聞かれたのは初めてで、1回の研修会では十分な理解は困難かも知れませんが、一番肝心なのは、それぞれの地区で集会を開催し、話し合いを行うことですけども、現在コロナ渦で、全員が集まって集会を行うということは困難な状況にありますので、それぞれの地区で3回4回と分けて開催されるのも結構かと思えます。県農業会議の話では、進んでいる市町では井戸端会議ではありませんけどもあぜ道で、立ち話等で会話をして進められた市町もあるということでした。方法は、それぞれの地区で、その地区に合った方法で開催していただきますが、その中心になるのが農業嘱託員さんや農業委員、推進委員になりますので集会を開催したり、話し合いを行ったりぜひご協力をお願いしたいと思います。話の中でもありましたが、初めての委員さんもらっしやいますし、中々自分たちで集めて話し合いをするのも説明の仕方が分からないという委員さんがもらっしやいましたら、日時、場所等を農林課に連絡していただければ農林課の方で人、農地プランの説明は行っていくということですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは議事録署名人の指名です。7番武部委員、8番太田委員お願いいたします。  
 続きまして、各種報告を事務局からお願いします。

事務局 皆さんこんにちは。私の方から各種報告を説明させていただきます。総会資料1ページをご覧ください。

農地転用許可不要案件届出書の受理報告です。届出人は、東京都世田谷区玉川丁目番号、株式会社 基地局設置統括部部長氏、農地の所有者は星鹿町青島免番地、氏、農地の表示は星鹿町青島免字浜潟番、地目は畑、面積は206平米のうち4平米です。事業目的は、通信エリア拡大のために無線基地局を建設するというものです。

転用期間は5年間で、以後申し出がなければ同一内容で自動更新されます。届出日は、令和3年5月11日、受理日は令和3年5月26日です。

2件目です。届出人は、1件目の届出人と同じく株式会社氏です。農地の所有者は志佐町里免番地、氏、農地の表示は志佐町里免字谷口番、地目は畑、面積は317平米のうち4平米です。事業目的は通信エリア拡大のために無線基地局を建設するというものです。転用期間は5年で、以後申し出がなければ同一内容で更新されます。届出日は令和3年5月14日、受理日は令和3年6月10日です。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続についてです。被相続人は氏、相続人は氏です。お二人は親子関係です。

農地の所在は志佐町里免字砂入番から志佐町高野免字南番までの田5筆、畑6筆、計11筆で合計面積4,132.30平米です。被相続人は、令和3年2月17日に死亡されており、令和3年6月1日に相続登記が完了したということで、相続人から令和3年6月11日に届出がされたもので、同日受け付けております。

事務局 次に申請事件の処理状況です。(以下、資料の読み上げ)  
 農地法関係  
 令和3年5月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5			発電用施設用地	1,492 m <sup>2</sup>	R3.6.15許可
			一般個人住宅 進入路	51 m <sup>2</sup>	R3.6.15許可

事務局 次に提案事件の集計表です。(以下、資料の読み上げ)  
 農地法関係

申請事由		件数	面積		積計
			田	畑	
第5条	一般個人住宅	1		177 m <sup>2</sup>	177 m <sup>2</sup>
	農家住宅	1		876 m <sup>2</sup>	876 m <sup>2</sup>
	発電用施設用地	1		1,285 m <sup>2</sup>	1,285 m <sup>2</sup>
計		3		2,338 m <sup>2</sup>	2,338 m <sup>2</sup>

証明関係

申請事由	件数	面		積計
		田	畑	
土地改良法第三条資格者証明	1			

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積計
		田	畑	
所有権移転				
利用権設定	14	31,671 m <sup>2</sup>	3,097 m <sup>2</sup>	34,768 m <sup>2</sup>
賃借権	11	28,669 m <sup>2</sup>	642 m <sup>2</sup>	29,311 m <sup>2</sup>
使用貸借	3	3,002 m <sup>2</sup>	2,455 m <sup>2</sup>	5,457 m <sup>2</sup>
計	14	31,671 m <sup>2</sup>	3,097 m <sup>2</sup>	34,768 m <sup>2</sup>

承認関係

内 容	筆数	面		積 計
		田	畑	
<p>荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について</p> <p>令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について</p> <p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について</p>	2		408 m <sup>2</sup>	408 m <sup>2</sup>

議 長            事務局の説明が終わりました。ご質問がある方は、挙手をお願いします。何かご意見等ありませんか。

委 員            (なし)

議 長            ないようですので、報告内容を了承します。  
それでは議事に入ります。議案第40号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局            事件番号1です。議案4ページをお願いします。位置図等関係資料は30から33ページに示しています。譲渡人鷹島町阿翁免[ ]番地、[ ]氏、譲受人は鷹島町阿翁浦免[ ]番地[ ]、阿翁浦団地[ ]号、[ ]氏とその妻、[ ]氏の共同申請です。申請地は鷹島町阿翁免字牧山[ ]番[ ]、地目畑、面積177平米。また併用地として隣接する同所[ ]番地[ ]、地目宅地、面積267.84平米です。農地区分は、申請地が10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業が行われていないことから第2種農地となります。転用目的は譲受人が譲渡人から申請地を譲り受け、住宅建築用地に転用するものです。なお、土地利用計画図は議案32ページ立面図を33ページに添付しておりますので、参考にご覧ください。造形計画は現状のまま住宅を建設します。排水計画は、雨水は水路へ放流、汚水及び生活雑

排水は漁業集落排水施設へ排水し、処理します。資金計画は全額借入金で賄う予定で、譲受人夫妻の連盟で借入を行うこととなっています。以上の状況により、特に問題はないものと考えています。

事件番号2です。現地の位置図、字図、配置図、断面図を29ページ、34から38ページに添付しています。譲受人は志佐町柚木川内免■■■■番地■■、■■■■氏、譲渡人は福岡県春日市大和町■■丁目■■番地■■、■■■■氏です。申請地は柚木川内公民館から南東へ約250メートルにあり、志佐町柚木川内免字畠田■■■■番■■、地目は畑、面積876㎡で、売買により所有権の移転を行います。転用の目的は、農家住宅用地として利用するものです。農地区分については、申請地は令和3年1月16日付で農振農用地から除外され、中山間地域に存在する土地改良事業等が行われていない10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地で第2種農地と区分しています。土地利用計画については、37ページの断面図をご覧ください。傾斜のある土地ですので、最高で約1.7mの切土、0.3mの盛土を行い、農地として整地します。次に36ページの配置図をご覧ください。転用目的が農家住宅ですので、敷地内に住宅と農作業場が整備される計画です。排水等に関しては、雨水排水は南側の林道沿い、東側の畑の境界線に沿って新設される側溝に集水され、北側の既存の排水溝へ放流される計画です。汚水及び生活雑排水は浄化槽で処理されたのち、同じく北側の排水溝へ放流されます。最後に、融資証明により資金計画を確認しましたので、本事業が確実に行われるものと思われま。

事件番号3です。現地の位置図、字図、平面図、取付図を29ページ、39から42ページに添付しています。借人は調川町中免■■■■番地、■■■■氏、貸人は志佐町長野免■■■■番地、■■■■氏です。申請地は、上志佐小学校から南東へ約1.8キロメートルであり、志佐町長野免字東■■■■番■■、地目は畑、面積は1,285㎡です。転用の目的は、発電用施設用地で太陽光パネルを設置するものです。農地の区分は、申請地は令和2年11月9日付けで農振農用地から除外され、中山間地域に存在する土地改良事業等が行われていない10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地で第2種農地と区分しています。土地利用計画は平面図をご覧ください。現状のまま利用され、太陽光パネルが288枚設置される計画です。排水は雨水のみです。申請地は記載の断面図にあるように東から西側に傾斜しておりますので、この勾配に沿って雨水が流下し、東側に新設する幅300のU時溝で集水して、新設する溜枡を介して既存の側溝へ放流する計画です。なお、申請地には隣接する農地があり、現地確認の際に委員の方より、隣接者からの同意を取ったほうが良いとのご意見がありましたので、現地確認に同席していた関係者の方に同意書の提出をするようにと指示しています。最後に、残高証明書によって資金計画を確認しておりますので、本事業が確実に行われるものと考えています。

以上、3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、事件番号1について、現地確認を行った委員のご意見をお願いします。

農業委員

7番農業委員の武部文男です。先ほど事務局から詳しい説明がありましたので、こちらからいろいろ説明することはないのですが、ちょっと話したいことがあります。よろしくお願いします。3件とも6月21日に、松本堅一委員と各地元委員、前田推進委員、松本推進委員、事務局と同行し現地調査を行いました。事務局の説明と重複すると思いますが、よろしくお願いいたします。現地調査した順に話します。事件番号3について、農地法第5条の転用事件で、本申請の許可申請は賃貸借20年間で、■■■■氏が■■■■氏から借用し、発電用施設用地として土地造成し、太陽光パネルを288枚設置し、事業をする計画になっています。また、隣地の茶畑の耕作者、地権者を含めて2名の同意をいただくようになっています。地上の排水の処理は既存施設の清掃及び改修を行い、利用する計画になっています。なお、賃貸料については、貸主、賃貸期間を計画しての支払うように決めているようです。従いまして、本件の農地法第5条の転用申請は問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

続きまして、事件番号2番で、農地法第5条の転用申請で本件の許可申請は農地区分第2種農地を、遠隔地福岡県春日市在住の譲渡人■■■■氏より譲受人■■■■氏が購入し、現在の住居は崩落の危険性もあり、土地を購入し、小規模の造成工事を行い、農家住宅を建築するものでございます。計画図の排水等については汚水を含め合併浄化槽から既存の水路を利用し、雨水は自然流下するようになっています。従いまして、以上のような状況であり、農地法第5条の転用申請は問題ないものと思います。よろしくご審議お願いいたします。

続きまして、事件番号1番につきまして、現地調査を行いました。農地法第5条の転用申請で本件の許可申請は、農地区分は第2種農地を譲渡人、■■■■氏より譲受人、■■■■氏、■■■■氏の夫婦共有名義で購入し、農地の併用地も含め一般個人住宅を建築する計画になっています。南東側は公衆用道路にて、進入路は進入が容易にでき、道路敷には下水管が敷設してあり、西側には既存の排水溝があり、雨水処理及び汚水生活雑排水処理については、下水管への接続処理が計画されています。以上の状況であり、農地法第5条の転用申請は問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長

ありがとうございます。先に事件番号2番、3番も現地確認された委員が問題ないということでしたが、まずは事件番号1番から、担当地区の委員のご意見をお願いします。

推進委員

18番松本です。初めてですので、説明が行き届かないと思いますけどもよろしくお願いします。■■■■さんから土地を、■■■■番地■■■■を譲り受けて、■■■■さんと■■■■さんが新しい家を建てるということで、そこは一部が農地になっていて■■■■番地■■■■は宅地になっていて、そこは倉庫が建っていました。そこに、少し農地に入ったということで申請が出たと思います。ここの阿翁地区は、10年に1回くらいしか家が建たないんですけど、そこに新しく新婚さんが若い人が家を建てるということで、地区の皆さんも良かったね、今後将来が楽しみだというふうなことなんです。そういうことで、阿翁地区の発展のためにもご審議よろしくお願いいたします。

議 長 続きます、事件番号2番の地元委員のご意見をお願いいたします。

推進委員 9番百枝です。事件番号2番の■■■■さんと■■■■さんの件です。■■■■さんの現在の自宅のすぐ、林道挟んで東側での転用申請ということですが、汚水の処理につきましては、既存の水路に流すということでありまして問題ないと思います。周辺の農地、■■■■さんご自身の農地と近隣の方の農地ありますけれども、そちらの方からの同意書も汚水処理については、取ってありましたので問題はないと受け止めております。よろしくをお願いいたします。

事件番号3番の太陽光発電の転用申請ですけれども、議案の40ページの地図を見ていただきますと、周辺に近隣者の農地がありますけれども、雨水処理は隣の雑種地の方、以前は地区のグラウンドとして使用されていたんですが、現在使用されていないため、そこにある側溝はほとんど泥に埋まった状態ですので、施工業者の方に側溝の掃除をお願いしますということで申し渡しています。以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事件番号1, 2, 3とも現地確認された委員、地元委員それぞれ問題ないというご意見ですが、皆さんからご質問等はありませんか。

推進委員 3番岩木です。事件番号3についてです。フェンスの部分のことで気がかりかなと思っております。ここに似た現場を多々見てきたのですが、フェンスの外は防草シートか何かだと思います。傾斜があつて上にソーラーパネルかなというイメージなのですが、その防草シート関係の5年を過ぎてくれば雑草が生えたりして食い込んで荒れてきます。それで、周りが畑のようですが、迷惑にならないようにその後の管理もしてもらわないといけないのではないかと思います。御厨のある所ものすごく荒れていて、これは周りに迷惑がかかるんじゃないかと思っています。以上です。

事務局 岩木委員からのご意見ですが、実は調川町に以前あった太陽光発電で、今お話しいただいたような状況になっていたのを聞いていたものですから、本件の現地調査の折に、前もって、そういう事例があるので、そういう状態にならないように管理をお願いしますという説明はいたしておりました。今後も太陽光発電の申請があつた際には、きちんとした管理も行うようにということで指導等を進めていきたいと思っています。

議 長 よろしいでしょうか。

推進委員 はい。(岩木委員)

議 長 他にご意見等ありませんか。

委 員 (なし)

議 長                    それでは、申請どおり、意見を付して県に進達することにいたします。  
次に、議案第41号土地改良法第三条資格者証明についてを議題としま  
す。事務局の説明をお願いします。

事務局                    議案第41号 土地改良法第三条資格者証明について説明いたします。  
議案は5及び6ページです。本案件は、志佐町の池成にある■■■■ため池にお  
いて予定されている、県営防災減災事業の計画変更に際し、土地改良法第三  
条の資格の有無について、農林課より照会がされているものです。まず、土  
地改良法に基づく土地改良事業の申請において、この事業に係る区域内にあ  
る土地については、土地改良法第三条に規定する資格を有する者の3分の2  
以上の同意が必要となっています。この土地改良法第三条の資格要件とは何  
かでございますが、事業に係る区域内に農地を有し耕作している者、または  
区域内の農地を借りて耕作している者となっております。本議案は、事業区  
域内に農地を所有していた■■■■氏が亡くなられたことから、■■■■氏に代わ  
る■■■■氏が土地改良法三条の資格者であるのかを証明するものです。事務局  
において■■■■氏が農地の所有者であることを確認いたしました。この■■■■氏  
以外の受益者に関しては、今年1月の総会において既に土地改良事業におけ  
る三条資格者として証明済みであることを申し添えいたします。  
以上です。ご審議をお願いします。

補足ですが、事業における補助負担割合は、国が55パーセント、県が2  
9パーセント、市が14パーセント、受益者が2パーセントの負担となって  
おります。

議 長                    事務局から説明がありましたように、三条資格者の死亡によって、資格者  
の変更届ということではありますが、これにつきまして何かご質問等ございま  
せんか。

委 員                    (なし)

議 長                    それでは、議案第41号土地改良法第三条資格者証明について、第三条資  
格者の証明をすることといたします。  
続きまして、議案第42号農用地利用集積計画の決定についてを議題とし  
ます。事務局の説明をお願いします。

事務局                    資料は7ページをご覧ください。議案第42号農用地利用集積計画の決定  
について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利  
用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和3年6月  
28日としております。8ページに賃貸借権再設定分、賃貸借権新規分、使  
用貸借新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区分のご確認  
をお願いします。

議 長                    それぞれの担当地区分のご確認をよろしくをお願いします。



何かご質問等はありませんか。

ないようですので、計画のとおり決定し、公告予定を令和3年6月28日といたします。

続きまして、議案第43号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。議事に入る前に、委員関係分の農業委員会等に関する法律第31条の規定により関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、太田重敏委員はご退席をお願いします。事務局の説明をお願いします。

～ 委員退席 ～

議 長                    それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局                    議案第43号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和3年6月28日としております。12ページに賃貸借権再設定分及び賃貸借権再設定分及び新規分の各筆明細を添付しております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長                    何かご質問等はありませんか。

委 員                    (なし)

議 長                    問題ないということですので、議案第43号については、計画のとおり決定するものといたします。公告予定日を令和3年6月28日といたします。

～ 委員着席 ～

議 長                    次に、議案44号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。審議に入る前に、委員関係分ですので、佐次川委員はご退席いただきますようお願いいたします。

～ 委員退席 ～

議 長                    事務局の説明をお願いします。

事務局                    議案44号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを説明いたします。スライドを用意しておりますのでそちらも併せてご覧ください。

事件番号1です。申出人は星鹿町牟田免■■■■番地、■■■■氏で、土地の所在地は星鹿町牟田免字中ノ尾■■■■番■■■■番合併、台帳地目は畑、面積218㎡、同じく■■■■番■■■■、台帳地目は畑、面積は190㎡の2筆で

す。この件に関しての現地確認ですが、地区担当が佐次川農業委員ご自身でしたので、同じ星鹿の増山委員にお願いし、6月16日に現地確認を行いました。申請地は隣接した位置関係で、それぞれ40年以上も前から耕作していないとのことでした。また、いつまで耕作していたのか分からないとのことでもあります。現地調査を行った結果ですが、2筆共に急傾斜地で、山林の様相を呈しておりました。以前農地だった形跡は確認できないところでした。この道路ののり面のところが畑として少し残っている状態です。ご覧の写真ように大木も生えている状況です。このため、農地とし復旧するには非常に困難な状況でありました。以上のことから、本申出の可否については「可」が妥当であると考えます。以上、ご審議をお願いします。

議 長                    それでは、現地を確認された増山農業委員のご意見ををお願いします。

推進委員                6番増山です。現地は、佐次川委員の自宅のすぐ隣で、横に道路があるのですが、そこから家に入る取り付け道路のところ、たくさんの木が繁殖おり、かなり畑に戻すのは無理だなということで、申請どおり非農地の認定ができると思いました。ご審議をお願いいたします。

議 長                    ありがとうございます。地元委員の増山委員が現地を確認されて問題ないということですが、何かご質問等ございませんか。

委 員                    (なし)

議 長                    非農地については問題ないということですので、非農地通知を交付するものといたします。

続きまして、議案第45号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局                    議案第45号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価の決定についてでございます。「農業委員会の適正な事務実施について」により策定することとされた令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価を決定するものでございます。こちらにつきましては4月の総会で説明をさせていただいております。松浦市のホームページで案を公表し、農家からの意見を募っていましたが、特に意見等がありませんでした。内容は4月のものと同様でございますので、詳細の説明については省略させていただきます。以上です。

議 長                    内容については4月に説明したとおりでございますが、5月の公表に向けて市のホームページで意見等を募っていましたが、何もなかったということです。委員皆様からは何かご意見等ございませんでしょうか。

委員 (なし)

議長 何もご意見がないということですので、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価については、案のとおり決定し公表することといたします。

次に議案第46号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は25ページをご覧ください。議案第46号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてでございます。こちらも先ほどの議案第45号と同じく4月に説明しましたもので、松浦市のホームページで案を公表し農家からの意見を求めたところですが、特に意見等ございませんでした。内容は4月のものと同様でございますので、詳細の説明については省略させていただきます。以上です。

議長 議案第46号について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないということですので、活動計画については議案の内容で決定することとします。よろしく願いいたします。

以上で本日の付議事項については終了しました。  
次に協議事項に入ります。令和3年田畑売買価格についてを議題とします。  
事務局よろしく願いいたします。

事務局 【令和3年田畑売買価格について】

例年、全国の田畑の売買価格の動向を把握し、農地の政策立案推進の基礎資料とすることを目的として、全国農業会議所が調査を実施しています。調査対象は全国全ての市町村で、調査区域は昭和25年1月1日当時の旧市町村となっております。この調査については、昨年5月の総会時にご協議いただいております。調査内容は、旧市町村ごとの10アール当たりの耕作目的の売買価格及びその価格とした理由の2点について委員皆様に協議いただくこととなっております。各町委員さんのグループごとに、令和3年の売買価格を検討していただくようお願いいたします。

【農地パトロールについて】

令和3年度農地パトロール日程の決定

【担当地区の航空写真地図について】

【7月総会終了後の農業者年金研修会について（講師：県農業会議）】

議長 以上で、総会をします。次回の農業委員会総会は、7月27日火曜日といたします。（場所 市民ホール）お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 30 分